

## 提言-8

# 市民訴訟条項

### 提言

国、地方自治体または事業者の行為あるいは不作為によって種が絶滅のおそれのある状態となつた場合、何人も國、当該自治体、または当該事業者に対して訴訟を起こすことができる市民訴訟条項を設ける。

### 関連条文

該当箇所なし

#### ●野生生物保護の障壁「原告適格」

たとえばあなたが「この自然破壊はまずい。開発をやめさせなくちゃ」と思い立ち、裁判に訴えたとしても、ほとんどの場合は本題に入る前に、「原告適格なし」として、訴えを却下されてしまうだろう。原告適格とは、「裁判を訴える資格」のことだ。裁判を始める前にあなたの資格の有無が問われる所以である。たとえば自分の財産が脅かされるといった場合でないと、認めではもらえない。自分の所有物でもない野生生物の生き死になど、あなたと利害関係がないでしょう=訴える資格がない、というわけだ。

一例を挙げよう。2件のゴルフ場開発を止めようと1995年に提訴された奄美「自然の権利」訴訟では、原告らはゴルフ場建設予定地の龍郷町・住用村のいずれの住民でもなく、予定地に隣接した土地を持っているわけでもなかった。だから当初から訴えが却下されることは覚悟のうえでの提訴となつたし、文化財保護法も種の保存法も守ってはくれない、という皮肉を込めて、特別天然記念物であるアマミノクロウサギなど島の自然を象徴する野生生物を原告に加えたのである。はたして、5年の歳月をかけて奄美の自然の素晴らしさを訴え、自然には高い公益性があるのだからゴルフ場開発はやめてほしいと訴え、実際に現地検証を行ったにもかかわらず、「原告に適格なし」として却下されるに至った。原告の1人は、ほぼ毎日のように奄美の山に入り、自然を観察し、記録をとり、写真やビデオを撮るなどしていて、他のだれよりも奄美の自然に精通し、野生生物に迫っている危機を察知しているのに、彼のような人でさえ、原告とは認められなかつた。

日本の自然保护に関する法律の限界はここにある。

#### ●威力を發揮する市民訴訟条項

これに対して、たとえば米国の「絶滅危惧種法」(Endangered Species Act : ESA)には、法の実効力を担保するため市民訴訟条項(第11条)が定められている。これは、この法律に基づく政策の実行を市民(any person)が裁判を通じて求めることができるのいうものだ。any person、すなわち「だれもが」ということである。日本のように訴えの内容ではなく原告適格を問うて、門前払いにしたりはしない、ということだ。

1999年に施行されたスウェーデンの環境法典にも、同様の条項が設けられている。

野生生物の危機的状況にいち早く気づくのは、その生息地に通いこんでいるナチュラリストである場合が少なくない。彼等は必ずしも地元民ではないが、ことその土地の生態系については、地元の人よりもよく知っている場合が多い。

裁判で勝てるかどうかはともかく、まずは法廷の場に野生生物保護の議論を持ち込むる状況だけ

は確保すべきだ。そうでないと、法律の実効性がおおきく薄れてしまう。

#### 〈資料〉

##### ●スウェーデン環境法典

###### 第32章 特定の環境損害に対する賠償及びその他の私的な請求

###### 個人の訴権と団体訴権

第12条 個人は、損害賠償及び義務的購入に関連する起訴のほか許可なく環境に有害な事業を遂行するもしくは過去に遂行したものに対して事業継続の禁止もしくは保護策又はその他の予防措置を講じることを求める訴訟を起こすことができる。

第13条 損害賠償の訴訟は、「団体裁判法」(2002:599)に基づき団体として起こすことができる。

事業継続の禁止もしくは保護策又はその他の予防措置を講じることを求める訴訟は、同法に基づき、個人の団体又は組織として起こすことができる。

(後略)

(※スウェーデン環境省が作成した英訳を元に、関東弁護士会公害対策環境保全委員会 訳)

##### ●奄美訴訟判決文より

(「第四 終わりに」から)

ところで、わが国の法制度は、権利や義務の主体を個人(自然人)と法人に限っており、原告らの主張する動植物ないし森林等の自然そのものは、それが如何に我々人類にとって希少価値を有する貴重な存在であっても、それ自体、権利の客体となることはあっても権利の主体となることはないとするのが、これまでのわが国法体系の当然の大前提であった(例えば、野生の動物は、民法二三九条の「無主の動産」に当たるとされ、所有の客体と解されている。注釈民法何二七一頁参照)。したがって、現行の行政訴訟における争訟適格としての「原告適格」を、個人(自然人)又は法人に、限るとするのは現行行政法の当然の帰結と言わなければならない。もっとも、現行法上でも、自然保護の枠組みとして、いわゆるナショナル・トラスト活動を行う自然環境保全法人(優れた自然環境の保全業務を行うことを目的とする公益法人)の存在が認められており、このような法人化されたものなくとも、自然環境の保護を目的とするいわゆる「権利能力なき社団」、あるいは自然環境の保護に重大な关心を有する個人(自然人)が自然そのものの代弁者として、現行法の枠組み内において「原告適格」を認め得ないかが、まさに本件の最大の争点となり、当裁判所は、既に検討したとおり、「原告適格」に関するこれまでの立法や判例等の考え方方に従い、原告らに原告適格を認めることはできないとの結論に達した。しかしながら、個別の動産、不動産に対する近代所有権が、それらの総体としての自然そのものまでを支配し得るといえるのかどうか、あるいは、自然が人間のために存在するとの考え方をこのまま押し進めてよいのかどうかについては、深刻な環境破壊が進行している現今において、国民の英知を集めて改めて検討すべき重要な課題というべきである。原告らの提起した「自然の権利」(人間もその一部である「自然」の内在的価値は実定法上承認されている。それゆえ、自然は、自身の固有の価値を侵害する人間の行動に対し、その法的監査を請求する資格がある。これを実効あらしめるため、自然の保護に対し真摯であり、自然をよく知り、自然に対し幅広く深い感性を有する環境NGO等の自然保護団体や個人が、自然の名において防衛権を代位行使し得る。)という観念は、人(自然人)及び法人の個人的利益の救済を念頭に置いた従来の現行法の枠組みのままで今後もよいのかどうかという極めて困難で、かつ、避けては通れない問題を我々に提起したということができる。

(平成一一年一二月二〇日弁論終結)

鹿児島地方裁判所民事第一部 裁判長裁判官 榎下 義康